

第23期 第7回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成30年1月30日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 7 回定例農業委員会総会議事録

平成 30 年 1 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分から、伊予市農村振興センターにおいて第 7 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	18 名
	事務局	局長
		次長
		係長
		係長

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 17 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 10 件

第 3 報告第 16 号 農地法第 5 条の規定に基づく届出について 2 件

報告第 17 号 農地法 18 条の規定に基づく解約通知について 4 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成29年度第7回1月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

本日、17番〇〇 〇〇 委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号16番 〇〇 〇〇 委員、18番 〇〇 〇〇 委員の両名にお願い致します。

第 2

■議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1について事務局説明をお願いします。

1番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下	字西ノ原	田
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による		
権利の種類等	売買による所有権移転		

譲受人の作付作物 米、野菜、果樹（申請地では、野菜を栽培予定。）
主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、農作業用自動車等
労働力 常時2人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

先ほど事務局から説明があったとおりであり、特別問題は無いかと思います。番号2につきまして、譲渡人が同じですのでまとめて説明させていただきます。譲渡人とそれぞれの譲受人は近所に住まわれています。今回、所有権移転する農地は譲受人の自作地と隣接しており、いい条件だと思います。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人 宮下 ○○ ○○

譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下	字西ノ原	田
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による	
権利の種類等	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米、果樹・野菜	(申請地は、柑橘を栽培している所有農地と隣接しており、申請地でも引き続き柑橘の栽培を予定しているとのことです。)	
主な農機具の保有状況	トラクター、	農作業用自動車	
労働力	常時	2人	
周辺農業経営への影響	特に	支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2につきましては先程、番号1で地元委員から合わせて補足説明がございましたので省略させていただきます。

番号2つきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2つきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2つきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人	東京都八王子市	〇〇	〇〇
譲受人	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山未	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	耕作不便	
	(譲受人)	増反による	
権利の種類等	売買による	所有権移転	

譲受人の作付作物	野菜・栗（申請地では、栗を栽培予定）
主な農機具の保有状況	農作業用自動車等
労働力	常時4人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

申請地は、所有者の方が東京に住まわれていることもあり、数年前から〇〇さんが草刈等の管理をされていきました。所有者の方は高齢で、こちらへ戻ってきて管理することもできないということで、〇〇さんが譲り受けて栗を植えて管理していくということです。周辺の農家の方とも協力しながら管理していくとのことでした。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

4番

譲渡人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷 字原口	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	（譲渡人）	労力不足	
	（譲受人）	増反による	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・果樹・花（申請地では、引き続き果樹を栽培予定）		

主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車等
労働力 常時4人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人の〇〇さんは相続により農地を所有されておりますが、労力不足により栽培等は困難な状態です。譲受人の〇〇さんは若手の柑橘農家で経営規模を拡大されています。農地の管理等は〇〇さんに引き受けてもらえるということで問題無いと思います。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

5番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	字竹ノ内	田
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による	
権利の種類等	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・野菜・果樹	(申請地では、引き続き米を栽培予定)	
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車等		
労働力	常時	2人	

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今回の農地は最近まで所有者の〇〇さんの母親が管理をされておりましたが、高齢で耕作が困難になったようです。譲受人の〇〇さんは条件の良い農地を探されていたのではないかと思います。このような双方の考えから話がまとまったようです。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

6番

譲渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
譲受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	字下替前	畑 外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による	
権利の種類等	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・果樹・野菜	(申請地では、野菜を栽培予定)	
主な農機具の保有状況	トラクター、農作業用自動車等		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全て

を満たしていると考えられます。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人の〇〇さんは、高齢になり耕作が困難となりました。申請地は、譲受人の〇〇さんの自宅の近くということで話がまとまったようです。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

番号7につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農業委員会法等に関する法律第31条にて、議事参与の制限が規定されております。

「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されております。

〇〇委員は議事参与の制限に該当するためここで退席をお願いします。

<〇〇委員 退室>

事務局

7番

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇
譲受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	上吾川	字布部	田 外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	相手方の強い要望による	
	(譲受人)	増反による	

権利の種類等	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	米・野菜（申請地では、引き続き米を栽培予定）
主な農機具の保有状況	トラクター、コンバイン、農作業用自動車等
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人の〇〇さんは耕作が難しい状況です。譲受人の〇〇委員が隣接する農地を耕作されていますので、売買の話が出たようです。〇〇委員は専業農家で、精力的に農業をされており、特に問題等も無いと思います。

議長

番号7につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

<〇〇委員 入室>

議長

続きまして、「8番」、「9番」、「10番」については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局

8番

譲渡人	上三谷	持分2分の1	〇〇	〇〇
	中山町佐礼谷	持分2分の1	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷		〇〇	〇〇

申請地	上三谷 字藏屋 田
譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による
権利の種類等	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	花卉(申請地では、知人の指導を受けながら米を栽培予定)
主な農機具の保有状況	トラクター、農作業用自動車 田植機は、指導をうける知人より貸借予定。
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

続いて、

9番

譲渡人	松山市 〇〇 〇〇
譲受人	上三谷 〇〇 〇〇
申請地	上三谷 字藏屋 田
譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による
権利の種類等	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	花卉(申請地では、知人の指導を受けながら米を栽培予定)
主な農機具の保有状況	トラクター、農作業用自動車 田植機は、指導をうける知人より貸借予定
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

続いて、

10番

貸出人	上三谷 〇〇 〇〇
借受人	上三谷 〇〇 〇〇
申請地	上三谷 字藏屋 田 外5筆
借受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	期間満了に伴う使用貸借権の再設定
権利の種類等	20年間の使用貸借権設定
譲受人の作付作物	花卉(申請地では、引き続き花卉を栽培予定)
主な農機具の保有状況	トラクター、農作業用自動車

労働力 常時2人
周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、「8番」、「9番」及び「10番」の議案ともに農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号8、9、10につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

番号8の譲渡人は父親が5年前に亡くなられて、昨年6月に〇〇さんと〇〇さんが所有者として相続登記をされました。譲受人の〇〇さんは花卉栽培を本格的にされている方で、今回、農業経営の幅を広げるということで米作りを行う計画をされています。

番号9の譲渡人の〇〇さんは松山市の方でご本人が耕作できないため、これまでは耕作を別の方をお願いしていたそうですが、この申請地についても譲受人の〇〇さんが米作りをされるため、話がまとまったようです。

番号10は父親である譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんが使用貸借権の再設定を行うものであります。

議長

番号8、9、10につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号8、9、10につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号8、9、10につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■報告第16号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第16号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

番号1、2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1番

譲渡人	東京都新宿区	〇〇	〇〇
譲受人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	米湊字大下	畑	
転用目的	住宅用地		
権利の種類等	所有権 移転		

続いて、

2番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊字大角藏	田	
転用目的	分譲住宅		
権利の種類等	所有権 移転		

議長

報告第16号についてご質問ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして4ページをお開きください。

■報告第17号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第17号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回4件の届出がありました。

1番

貸出人	市場	〇〇	〇〇
借受人	市場	〇〇	〇〇
届出地	市場 字宮領	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃貸借権設定		

2番

貸出人	上浮穴郡久万高原町	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	上野 字唐井 田		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃貸借権設定		

3番

貸出人	松山市	〇〇	〇〇
借受人	上三谷	〇〇	〇〇
届出地	上三谷 字藏屋 田		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 賃貸借権設定		

4番

貸出人	上野	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野 字本村 畑		
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法第3条 賃貸借権設定		

議長

報告第17号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

役員会について

プロジェクターの確認について

鶏糞の状況について

事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成30年2月27日(火)午後1時30分 伊予市役所4階大会議室
を開催予定としております。

以上で、第7回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度第7回1月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 2時 28分 閉会)